

## 令和2年度 第11回定例教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所 庁議室
2. 開催日時	令和3年1月7日(木) 午後2時00分～午後3時30分
3. 出席委員	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席委員	
5. 事務局	手島左千夫教育次長、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山口敦司市民スポーツ室長、要美義文化生涯学習室長、田中弘二国体推進室長、松田和隆教育センター長、松本孝寿図書館長、森永美紀子参事、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) ただ今から令和2年度の第11回定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。皆さん改めまして明けましておめでとうございます。

(委員) おめでとうございます。

(教育長) 色々お世話になってありがとうございました。今年の正月につきましては本当に静かな正月ということで、例年とは景色が違った中での正月だったのではないかと思います。コロナの関係につきましても感染拡大ということで非常に危惧している所でございますが、この冬休みの各学校におきましては、やはり子どもたちもPCRを受けたという子どもたちも出たわけでございますけれども、何とか1月8日から学校もスタートができるのかと思っているところでございます。3学期まだまだ拡大する可能性も高いわけでございますが、その中で一定制約をかけながら行事も着実に進めていけたらと思っているところでございます。またこれからもよろしくお願いいたしますと思います。

議事に入ります前に本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中で協議の項の1 令和3年度教育行政の方針と施策について及び2義務就学者の就学校の変更については、名張市教育委員会会議規則第8条の規定により非公開とする事を提案いたしますが、委員の皆様方におかれましてはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) ご異議がないようでございますので、これらの案件については非公開として会議を進行いたします。

### 1 議案

#### 第1号 第二次名張市子ども教育ビジョン後期計画(案)の確定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。ただいま担当からの説明が終わりました。委員さんの中でご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんか。委員さんよろしいですか。

はい。ありがとうございます。ただ今提案がございました件ですけれども、異議がないようでございますので原案のとおり議決をいたしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。ではこの後の日程でございます。1月14日に庁議、2月9日に教育民生委員会協議会を経て策定の運びとなります。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございました。そうしましたら提案にあった日程で進めたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。ではこの件につきましては原案のとおり議決をいただいたという事でよろしく申し上げます。

## 第2号 名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局 説明)

(事務局) 規則の改正の方についての説明の方は終わらせていただきますけれども、委員さんから質問をいただいておりますので、その答えをさせて頂きたいと思っております。まず1つ目のご質問をいただいておりますのが今回の改正が必要になった経緯ということで、先ほども少し触れましたけれども、従来の学校開放の規則におきましては登録制という形で全て団体さんの登録をしてそこでその後、運営協議会の方で利用日時を決定していただいておりますので、元々学校の目的外使用という形での利用をさせていただいていたものでございますので、本来でしたら目的外使用規則の方で特例という形となっておりますのでそこでまず決めておく、まず施設の利用の申請の許可をいただくということが本来ではないかと弁護士からご指摘をいただきましたので、今回このような形に変更させていただきたいということでございます。それともう1つ、現在の施設開放で体育館、運動場以外のその他、利用している状況を教えてくださいということでございましたので、簡単に説明させていただきます。まず格技場を想定しております。それと今後、学校の施設の方で例えば夜間照明がつけばテニスコートであるとかそういう事も考えられますので、一応その他体育施設ということで挙げさせていただいております。実際の所は格技場のみ利用させていただいておりますので、その他の分については格技場ということでその状況をお知らせさせていただきます。まず格技場があるのが中学校ですので、5中学校全て利用があります。名張中学校におきましては2団体の空手道が使っていただいております。赤目中学校につきましては剣道が1団体使っていただいております。桔梗が丘中学校につきましても同じく剣道が使っていただいております。北中学校におきましても剣道が使っていただいております。南中学校につきましては本年度から剣道が使っていただけるようになりました。どの中学校におきましても利用団体があるという形になっております。ただ柔

道がないということです。

(教育長) はい。ありがとうございました。ただ今、担当の方から説明をいただいたわけですが、委員さんの方でご意見ご質問等ございましたらお出しただけならと思います。

(委員) はい。すみません。

(教育長) はい。委員。

(委員) 今回一番大きな変更というのは許可証がいるようになったということだと思いますが、今回これに至った事に関しては、何か現場で支障があったとか、もしくは先ほどおっしゃったように弁護士の方でいろんな書類を精査してもらってご指摘があったのか。この辺はいかがでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 今回の最初のきっかけが確かに利用団体の方で一部の団体から利用に関して非常に不適切な部分がありましたので、その相談を弁護士にさせていただきました。その時に弁護士が私どもの規則を熟読されまして、これでは厳しいという話になりましたので今回このような形になりました。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。分かりました。利用団体の方からご意見があったわけですね。そして精査されたということですね。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 私どもの方から、実は利用団体が、言い方は悪いですがあまり利用者義務を果たしていないような団体がありました。ごく一部ですが、そういったことをどのような対応するかということで再三注意させてはもらっていましたが、それでもまだ直らないということもあったので、弁護士相談をかけたところ、そういった形でまず規則を見直した方がいいという事を言われました。

(委員) なるほど。分かりました。そういう方々に上手く法的に納得していただくと思ったらこういう文章になると思いますが、非常に複雑でなかなか理解が難しいですが。登録というのは毎年していかなければならないというか、全て今までの所もやらなければならぬのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 説明不足で申し訳ないです。登録につきましては毎年度初め、4月～5月にさせていただきます。計画開放につきましては毎年6月から翌年の5月までという形でさせていただきますので、4月中旬に登録をいただきまして5月に運営協議会の会議で決定して6月から使っていただくという形としていただいています。

(教育長) はい。委員。

(委員) そうしたら現場の方で事務手続きをされるのが煩雑だと思いますし、これをご理解いただくのも大変だと思いますが、その辺のところより理解していただくようによろしく

お願いいたします。

(教育長) 他の委員さん方でご質問ご意見ございませんか。

(委員) はい。

(教育長) はい。委員。

(委員)各学校に運営協議会があるという事ですが、それはどういう方が携わってくださっているのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局)各学校の運営協議会につきましては、名張市市立学校の体育施設の開放に関する細則を決めておりまして、この規則の下にもう一つ細かい規定がございます。そちらの方の中で、運営協議会の方の組織及び運営等もうたっておりまして、こちらの方はまず会長1名、副会長1名、庶務1名という形になっております。運営協議会の出していただいている方につきましては、こちらの方はまず学校長及び教頭、それからこの事業に協力する有志の教職員、それからPTAの役員、青少年団体指導者、その他社会教育関係者、それからスポーツ推進委員、その他社会体育関係者、最後に校長先生の推薦する者という形で協議会のメンバーとして挙げていただいております。これにつきましては毎年度選んでいただきまして報告をいただいている状況です。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員)分かりました。基本的に学校内で管理しているという形でよろしいでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局)はい。学校の方というよりは計画開放の方につきましては、私ども市民スポーツ室の方で管理の方をさせていただいております。それ以外と単発で学校を一日だけお借りしたいとかいう目的外使用でしたら、そこは学校の方で管理いただきまして許可を出していただいているという形になります。

(教育長) よろしいか。

(委員) はい。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員)最初の申請というのは学校にするのではなくて、事務局の方に申請するということですね。

(事務局)そうです。

(委員) はい。分かりました。

(教育長) はい。よろしいですか。委員。どうですか。

(委員) はい。もう結構です。

(教育長) 委員どうぞ。

(委員) はい。ありがとうございます。教えていただきたいのですが、資料の中で最初の方に改正案とありまして第3号様式(第9条関係)とあります。見出しが学校体育施設開放利用申請書兼許可書、これは旧の許可書の事ですか。ご説明あったかもしれませんが確認で、

1 1 ページにあります。これは旧の様式の事ですか。第 3 号様式とありますね。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) これは改正案でございますので新しい方の書式でございます。

(委員) そうしましたら 1 4 ページの学校体育施設開放利用団体登録申請書、これは結局、利用申請書兼許可書と利用団体登録許可書と 2 つあるわけですね。

(教育長) はい。委員。

(委員) 追加で基本的な事ですけど、見出しを見ただけではずっと字面が並んでいるから分からないです。言葉を離して書いていただくとか、ずっと書いたって、利用書兼許可書も、登録申請書とか、もう一度 1 5 ページの登録証とか、書類ばかりで分からないです。これだけ多く見ても。だから申請する方は先ほど委員さんおっしゃったように申請して許可書もらってとか手続きのフローが分からないし、書類ばかりあって、いつ出せばいいのか、あたかも団体が利用するのを嫌がっているような感じの申請書に見えます。もっと広くスポーツを楽しんでいただこうというような趣旨であれば、もう少しこの様式の見出しからきちんと分かりやすい形にさせていただきたいです。非常に分かりにくくて先ほどからずっと悩んでいました。そのあたりいかがですか。分かりにくいのは見出しもですが、今回の第 3 号様式 (第 9 条関係) とありますけど、改正案、要は 1 4 ページの所に 9 条がないです。だから何を言っているのか分からないです。そして現行の第 9 条の実施細則書はあるけども第 3 号様式について一言も触れていないから私たちが審議しようと思っても分からないです。様式を出していただくのであれば現行改正案のこの条文とどうつきあっているか分かるような形で出していただかないと何を言っているのか分からない。特にすみません。現場になくて申し訳ない。恐縮ですけども分からないです。後は非常に困りましたのはこの第 2 号の第 6 条関係とあります、これは 1 3 ページの所に様式第 2 号とありますが、こういうことで対応があればいいなと思います。それからこの登録証という事ですけども 1 5 ページの登録証ですね、代表者名とあります。代表者名それから改正案の団体申請書のところも代表者名というのがあります。ところが不思議に思いましたのが第 6 条の 2 項で当該団体の監督者として成人が含まれているというのがありますけど、代表者については何らない。ここが何か不思議です。では代表者が未成年であってもいいのですか。こういう事になりませんか。それから団体の監督者というのではなくて代表者の事を言ってもらえるのであれば代表者と書いていただいた方が分かりやすいと思いますけど、そのあたりどうでしょう。監督者の事については何にも登録証にも申請書にも何にもありません。だから申請する場合は成人が含まれているかどうか、その条文に戻ればそれは分かりますけど監督者って事の意味が分からないです。分かるように申請書なり登録証なりに反映していないと繋がっていないように思いますけどそのあたりいかがでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 先ほど委員さんがおっしゃっていただいたように再度、私どもの方でもう一度確認をさせていただきます。それと最初におっしゃっていただきました登録申請書兼許可書

とかそういった見出しの部分につきましても非常に分かりにくいということでございますので、このあたりも少し再考をさせていただきたいと思います。それから各様式の第3号様式第9条関係とかいう部分につきましても実は10ページの方と11ページの方は連動しておりまして10ページの改正案のところの、実は第9条に入ってきますので、この中で第3号様式を今回改正案であげさせていただいたという形になっております。しかしこのあたりおっしゃっていただくような形で、私どもの方も実際利用される方が分かりやすいような形で再度検討させていただきたいと思います。

(教育長) はい。

(委員) はい。是非ともお願いします。今のご説明でよく分かりました。第3号様式の所10ページの所にあるのを私は見損ねていましたのでその点についてはお詫びして訂正いたします。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方でご質問等ございましたら出していただけたらと思います。

(委員) はい。もう一点すみません。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。その他の施設というのが非常に規則の上ではいいかもしれませんが別途定めるとかあってもよろしいのではないのでしょうか。それから同じくその教育委員会が指定する期日というような表現がありますので、その他の施設についても今後どんどん変わっていくかもしれませんね。追加される可能性もありますから何かそのあたりの表現も期日の扱いと同じような表現に、別紙定めるとか、何かあってもいいのではないのでしょうか。利用する側からするとどこまで利用していいのか全然分かりません。そのあたりも是非とも利用者側の方が、要は早く申請して早く登録してもらえてすぐ次の日曜日からでも使えるようなそういう流れにさせていただけますように強くお願いしたいです。よろしく申し上げます。

(教育長) よろしいですか。はい。ありがとうございます。そうしましたら今いろいろな意見をいただいたわけですが、これについては再度提案ということになりますか。どうでしょうか。またその中で意見いただいた部分も検討いたしまして再度提案という形でさせていただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。これについてよろしいですか。はい。そうしましたら議案については以上でございます。

## 2 協議

(1) 令和3年度教育行政の方針と施策について【非公開】

(2) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

### 令和3年度の土曜授業について

(事務局) 土曜授業の資料配布のみの内容についてご質問いただきましたので、委員さんの方からいただいております。その内容も踏まえて簡単ではございますけどもご説明させていただきますと思います。まずその前に土曜授業って言葉がいろいろな理解がされて、ここで言う土曜授業というのは土曜に授業するのは一緒ですが、午前で終わり、これを今からいう土曜授業と考えて下さい。土曜の午前中に授業して昼からもする時がございます。いわゆる土曜日を一日使って授業した場合は、通常はその次の週の月曜日とかに振替休業日を設けていますので、ここで扱うのは振替休業日を設けない午前中だけの土曜授業、これをあてて説明をいたしますのでよろしくお願ひします。本年度の土曜授業については5月、6月、10月、11月、2月の計5回、この設定で本年度はスタートしておりましたがご存知のように5月はコロナの関係で実施することができませんでした。それ以外について現在は土曜授業を行っております。この土曜授業につきましては内容的には教科の授業だけではもちろんなくて、地域の方々に参加していただくような行事であったり、逆に地域の行事に参画をしていたり、他にも防災訓練であったりあるいは引き渡し訓練なども行ったりしておまして、土曜授業の方を有効に活用していただいている所でございます。また年間の授業時数というのがございまして、これは文部科学省から定められておりますが標準時間数という言い方をしますが、その時間数を確保するという上でも必要な土曜授業になっております。しかしながら大きな課題として言われているのが教職員の勤務の事でございます。先ほど午前中の土曜日は振り替えませんという事ですが、先生自身は振り替えないとだめです。これは労働基準法の関係で子どもの振替は必要がないですが、先生は3限働いたその午前中の分を同一週で振替える必要がございます。そのことが問われておまして、ただこの土曜授業を行う場合の振替は勤務するのはその教科の先生だけではなくて委員からのご質問でしたが全教職員が基本的には働きますので、働いた全教職員が振替を同一週にしないと、ということがございます。そういう意味での不公平は生じてはおりませんが、この振替の所が問題になっておまして令和2年の1月、この時に県から改めて再通知されております。その内容は簡単に申し上げますと、同一週の振替が困難である場合、現在困難な状況にあります。困難な場合は土曜授業の実施について改めて検討すること、こういう表現で更に突っ込んで土曜授業の実施の有無について問われている所でございます。他市町の状況、これを見ますと令和2年度の実施予定も含めてですけれども2～3回年間実施するところが9市町、0～1回、0と1回と半々ぐらいですから0～1回実施の所が18市町、学校裁量という所もあります。これは市教委がタッチしないという学校で定めてくださいというところが1市町ございます。ちなみに先ほど申しましたように名張については、本年度は5回の設定で実質は4回の現在予定になっておりますが、どの市町もこれについては、苦慮している所がございます。名張市はどうやって決めているのかという事ですが、土曜授業検討委員会という会を設けてまして実施回数を検討しております。参加者は誰かと

いますと、教育委員会事務局の各室、校長の代表、教職員の代表、PTA連合会の代表、この方々に集まって頂きまして来年度の土曜授業をどうしていくかという事を検討いただいております。実はこの12月15日にこの検討委員会をもたせていただきましたが先ほどの土曜授業の有効な点、あるいは課題、そういったものもそれぞれの所から出されたわけですが授業時間数の確保も加味をいたしまして令和3年度の実施回数を4回、月で言いますと6月、10月、11月、2月の4回とする事をこの検討委員会の方で決定をさせていただきました。今後、令和4年以降の見通しはどうかというところですが土曜授業の回数はやはり減らしていく必要がどうしても勤務上必要だという認識はもってございますけども、授業時間数の確保の観点から土曜授業を減らすということは授業時間数をどこかで確保していかなければならないと。ではそれはどこかとなってくると、例えばですけども夏季休業日の短縮あるいは中学校の3年生は卒業式が早くて短いものでそこを後ろに延ばしていくとか、そういう風な全体を見た調整がいずれにしても必要になってくるのかなと、そういった事も総合的に考えながら進めてまいりたいと考えております。分かりにくい説明もあったと思いますがこれについては以上とさせていただきます。

(教育長) はい。事務局の方から説明あったわけでございますけれども、特に委員さんの方でご質問等ございましたら。はい。委員。

(委員) 簡単ですけど、その検討委員会で学校の代表とか保護者の代表はどういう意向を持っているのかという事と、県下の中で名張市は5回、今年コロナでなかったけど5回、多いわけですね。名張市としてはこの辺は維持していくのか、その辺の見通しと2点だけ。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 前後してはございますけども、見通しは先ほど申しましたように基本的には労基法の関係もあって減らしていかないといけないけど、一方で授業時間数どう確保するかというのを見ながら目標としては減らしてはいきたいと思っています。もう一つはその会の中での学校の意見がどんな感じかと言いますと、有効性をおっしゃってくれていました。ただやはりその働き方改革の中から関連からするとその辺についてはやっぱり回数については考えてほしいと言う意見は当然おっしゃってくれていました。一方でP連の関連の方々やはり先生方の働き方は大丈夫かと心配をいただいたようなイメージでございました。だから回数を減らしていく事にNoというイメージはございません。ただ先ほど申しましたように実際の授業時間数の事やそういった事は一定理解いただいておりますので、今後はそれも踏まえて更に進めていかなければならないとそういう形で終わっております。

(教育長) はい。委員。

(委員) 県からの通知とかいったら、同一週というのは本当に難しいですね。実際に考えたら。事務職員とか固定していないところだったらいいですけど、担任をしていたらなかなかできませんね。それを長期のまとめ取りみたいのはそれもダメですか、今は。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 基本、原則同一週という表現になっております。その原則からどうしても外れる



場合については今やっているような夏にまとめて取る、そういう形や結果的には現実的には、そういう状況でおさめています、本来それでいいのかという所を求められているということでございます。

(教育長) はい。委員。

(委員) 書いてもらってあるけど、5日制始まった時には土日はもう家庭に帰す、地域に帰す、そこでいろんな体験をさせるということでゆとりがあった時期ですけども、これがもう学力が下がってきたら詰め込みみたいになってきて土曜日も授業する。ただそれは教育課程内ですけども、ただ全体的な流れとしていろんな地域の中に行事参加させるとか前の教育長さんですけども、なばり学が始まった時にはもう土曜授業を使って大いにゲストティーチャー入れて授業していったらいいという事で、そういう事の意図もあって活用していくという名張は他に比べたら多いのかもしれませんが、最初おっしゃったみたいに年度初めの参観やったら保護者が出やすい、平日と違って土曜日の方が仕事も休みやすいとか最後の学習発表見たいとか、今防災、やかましく安全安心言っていますので防災訓練に子どもも巻き込んでとかやってもらっていますけど、そういう事をしたり行ったりしたら3回4回というのが必要性から考えたときに名張市としてこれを絶対置くとかその辺がどうかと思っ見通し書かせてもらいましたけど、その辺はその会議の中で決めていくってなっているのか、その辺が教育委員としての見通しがあるのだったらどうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 一番苦しいのはこうやって労基法、法に定められて一週間で38時間何某ですかね。そこのところはやはりどうしてもそのハードルを越えるわけにはいきませんので、そうすると先ほどおっしゃたように土曜授業の中でも有効性というあたりをどうしていくのかっていう事ですが、最初に説明させていただいたようにその半日の土曜授業はこういう形になってしまいますが、一日の土曜授業で授業参観を含めてその代わりそこは振り替えていくというような形、それは実際現在やってくれていることですし、その回数はある意味増えていくと。例えばですけど想定しているのが11月に防災訓練を市あげてやっています。土曜授業に今それを当てているのですが、それがなくなりますと仮にした時にそこのところいわゆる振替の授業、普通の一日に土曜日授業をしてその中に防災訓練を組んでその土曜日は月曜日に振り替えると。そうすると授業時間数の確保ができないもので、ではどうするかと言ったら例えば夏季休業中の時間、後ろ夏明け前を少し2、3日短くなるとかいう所で調整がどうしても必要になってくるのかな、まだ現段階でそう考えているけどそれもろん確定でも何でもありませんが、今そういうようないろんな想定はしている所ではございます。土曜授業の有効性というのも私たちも認識しておりますので。はい。

(教育長) 今年、議論する中で、会議でいろんな課題が見えてきたのも事実でございます。今回4回とこだわったのも、先ほど委員さんが言われたようにやはり学校の授業参観や、あるいは防災に関わるとかいう、いろいろな事に関わりの中でやっぱり4回は必要だろうというような事を考えた中で提案させていただいたわけでございます。ただ先ほどからも

出ていますように同一週振替、当初は16週あとでも構わないという形の中でまとめ取りができていましたが、それがどんどん県の方から1月に通達が出てきた中での縛りが出てくるっていう事があるあたりの方も尊重しなければならないという中で、今回の検討委員会のそれぞれの者が今回の事を持ち帰って一回考えて行こうと、その中で今回早い目に今度もってじゃあこれを根本的にどう考えていくのかという所も来年度については10月ぐらいに1回集まろうではないかというような中で結論を出していこうと考えている所でございます。その選択しとして夏休みを3日間ほど短くするというのも、当然クーラーが入っていますのでそういったところも1つの選択しとしては出てくるのかも知れませんが、そういった所はやっぱり授業数の確保も含めて検討していかなければならないのかと考えている所でございます。そういうような経過があったという事だけお知らせいただき、ひょっとしたらこの令和3年度に見直しになるかも知れませんが、そういった所も又提案させていただかなければならないかと思っている所でございます。委員どうですか。その質問等ありましたら。

(委員) はい。ご趣旨もよく今のご丁寧なご説明でよく承りました。了解しました。非常によく検討を進めていただいているご様子もよく分かりましたので引き続きまたご検討いただければと思います。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さんで土曜授業につきましてはよろしいですか。はい。ありがとうございます。そうしましたらその方向でということでもよろしくお願ひします。その他に成人式に関わって委員の方からもご質問いただいておりますのでそれについてよろしくお願ひします。1月10日に開催されます成人式についてコロナ禍で、準備等大変にも関わらず三重県においても感染拡大が進んで心配しております。当日のコロナ対策、式典内容について教えてください。出席予定者の人数等も教えてくださいということで提案の方よろしくお願ひします。はい。事務局。

(事務局) 成人式につきましてご質問いただきました。大きく3点かと思ひます。コロナ対策、それから式典の内容、出席予定者の人数ということでございますが、まず人数の方でございます。こちらから12月の中旬に発送させていただきました案内の数でございますが住民登録者数が720名、それから市外に住民登録されておりました名張市の式典に出席を希望される方が現在43名ございまして、案内状を送付させていただいた新成人の方は合計763名でございます。こちらのうち例年75%ぐらいの新成人の皆さんがご出席いただけるという事で、本年度につきましても500名から550名の新成人の方がご出席いただけるのではないかとこの事で準備を進めさせていただいている所でございます。続いて式典の内容でございますが、こちらは例年通りでございますがオープニングセレモニーといたしまして天正みだれ太鼓の保存会によります演奏、それから式典の方につきましては主催者であります名張市長の挨拶や新成人代表の方のスピーチ、来賓の方の祝辞という事で本年度市議会議長の方で祝辞を賜りたいと考えております。それからアトラクションでございますが、こちらは中学校の3年生の時の担任の先生や恩師の先生方からのビデオ

オメッセージ、こちらを新成人の実行委員会の方で撮影なり編集を頂きましたので、こちらの上映をさせていただきたいと思っております。ただ、コロナ禍の状況の中でございますので時間の方は例年全ての項目で約70分を予定しておりますけど、今年度につきましてはそれぞれ短縮をさせていただいて約50分間での開催と考えてございます。それから続きましてコロナ対策ということでご質問いただきまして、こちらにつきましては先ほども申しましたように時間の短縮や主催者、あるいは来賓の招待者でございますが例年ですと80名を超える人数の方にご出席の依頼をさせていただいております。昨年度87名でございましたが今年度は依頼数としては10名という所で規模の縮小をあたらせていただいている所でございます。続いてハード面の対策でございますが使用いたします椅子等備品につきましては使用前後におきましてアルコールの消毒を実施するとともに座席の方も1階席に2階席も使いましての開催を予定していますので、1階2階席とも間隔を空けてソーシャルディスタンス確保しながらの配置をさせていただく予定でございます。それから寒い時期ではございますが窓の開放それからサーキュレーターを使っての十分な換気を実施していきます。それから続いて新成人のお願いをさせていただく項目でございますが受付での検温の実施、手指消毒の実施、マスクにつきましてはもう会場敷地内、会場内での着用徹底をお願いします。それから体温につきましては37.5℃以上の方につきましては入場をお断りをさせていただく事となります。それと12月中旬に発送させていただいたハガキにつきましては連絡先の電話番号をご記入いただいた上、当日受付で提出をいただくようにしてあります。それから厚生労働省のコロナに関する接触確認アプリですね。COCOAというのですがそれであったり、三重県の安心みえるLINEであったり、こういった登録の方をお願いさせていただく予定となっています。それと先ほど申しました座席の方につきましても座席指定、個々の指定まではないですけども、このブロックの指定っていいですかエリアを指定して受付の時にこのエリアに座っていただきたいという事で着席位置も指定をさせていただきたい、1階2階ともさせていただきたいと思っております。それから式典終了後もですが密にならないように速やかに会場から、あるいは敷地から退出いただく、或いは現在懇親会等会食での接触によります感染の拡大が問題となっておりますので、そういった事の自粛の方も呼びかけをさせていただけたらと考えています。以上でございますが委員の方からも思い出に残る式典になりますようにということでもいただいております。直前になりまして全国的に中止であったり延期であったりという事で各自治体が対応に追われている中で名張市が感染症対策万全にしながらでき、いい思い出になったという事で新成人の方のお祝いをさせていただけたらと考えております。以上でございます。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員。

(委員) はい。ありがとうございます。本当にコロナ禍でなくても、成人式は大きなイベントで大変だと思いますけども、今年是一段と大変な事だと思いますけどもよろしく願います。それから昨日のホームページ、名張市の公式ホームページ、非常に細かく、いろんな注意事項を書きいただいておりますので、成人になられた方、ぜひ見ていただいて守る

ところは守って本当にいい意味での成人になっていただきたいと思いますので成人式よろしく願いしておきます。

(教育長) はい、ありがとうございました。成人式に関わって委員さん方で質問等ございましたらお出しただけたらと思いますけれども。よろしいでしょうか。委員よろしいでしょうか。

(委員) はい。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございました。そうしましたらこれで大体終わらせていただいたわけですが、各所属からの事項等はございませんね。これをもちまして令和2年度の第11回定例教育委員会の方閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(全員) ありがとうございます。